

平成 27 年 9 月 29 日

受益者の皆様へ

大和住銀投信投資顧問株式会社

**アジア・オセアニア3資産分散ファンド(毎月分配型):愛称「アジオセ3(分配型)」
信託の終了(予定)のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社では、ご投資いただいております掲題ファンド（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託期間を繰り上げて償還とするための信託契約の解約（信託の終了）を下記の通り実施させていただく予定ですので、お知らせいたします。

敬具

記

1. 信託の終了理由

当ファンドにおいては、平成 19 年 7 月 27 日の設定以来運用を行って参りましたが、信託約款第 40 条第 8 項に規定する受益権の口数（30 億口）を下回っている状態が続いています（現在の受益権の口数は 4 億口を下回っております。）。今後、当ファンドの効率的な運営および商品性の維持が懸念されることなどから、信託期間を繰り上げ、平成 28 年 2 月 10 日をもって信託を終了させていただくものです。

2. 信託の終了（償還）手続きおよび日程

事項	日程
新聞公告日（日本経済新聞朝刊）	平成 27 年 9 月 29 日
異議申立期間	平成 27 年 9 月 29 日～平成 27 年 11 月 4 日
信託の終了可否決定日	平成 27 年 11 月 5 日
反対者の買取請求受付期間	平成 27 年 11 月 13 日～平成 27 年 12 月 2 日
信託の終了予定日（繰上償還予定日）	平成 28 年 2 月 10 日

- 公告日現在の当ファンドの受益者の皆様は、信託の終了にご異議のある場合、異議申立期間中に、委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社に対し、書面により、この信託の終了に関して異議申立ができます。詳細は「3. 異議申立の方法について」をご参照ください。

- ・ 異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、当ファンドの平成 27 年 9 月 29 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合、平成 28 年 2 月 10 日（予定）に信託を終了します。異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、平成 27 年 9 月 29 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託を終了しません。
- ・ 信託を終了しない場合は、異議申立期間終了後速やかに、信託を終了しない旨およびその理由を日本経済新聞朝刊にて公告するとともに、書面にて受益者の皆様にお知らせいたします。
- ・ 信託を終了する場合、異議申立をされた受益者は、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます。詳細については、「4. 異議申立をされた受益者の信託財産による買取請求手続きについて」をご参照ください。

3. 異議申立の方法について

当ファンドにおいて予定しております信託の終了に関し、ご異議のある受益者の方は、(1)の内容を同封しております「異議申立書」にご記入の上、(2)の宛先まで平成 27 年 11 月 4 日必着で封書等によるご郵送にてご異議をお申立てください。

本件信託の終了にご異議のない場合は、何のお手続きも必要ございません。

(1) ご記入いただく内容

①住所 ②氏名（ご記名、ご捺印をお願いいたします。） ③電話番号（日中連絡先） ④ファンド名（「アジア・オセアニア 3 資産分散ファンド（毎月分配型）」とご記入ください。） ⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号、平成 27 年 9 月 29 日現在の保有受益権口数 ⑥信託の終了に反対する理由

（注 1）当ファンドを複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数の取引店の口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社、取引店名、口座番号、平成 27 年 9 月 29 日現在の保有受益権口数をご記入ください。

（注 2）上記の記入内容に不備等がある場合、異議申立の受付ができなくなる場合があります。

（注 3）異議申立をされた受益者の保有受益権口数確認のため、取扱販売会社に対して口座等の確認を行う場合があります。したがって、異議申立をされた受益者は、当該異議申立の情報については弊社が取扱販売会社と共有することにつき同意されたものとします。

（注 4）必要がある場合は、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

弊社が本件で取得した情報は、当ファンドの信託の終了に関する法令に基づく手続き（異議申立の受付手続き、信託の終了が確定した際の反対者への受益権買取請求関係書類の発送）のみに利用するものとし、当該目的以外には利用しません。

(2) 宛先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号

大和住銀投信投資顧問株式会社 商品第一部

「アジア・オセアニア 3 資産分散ファンド」 信託の終了に関する異議申立受付窓口 宛

4. 異議申立をされた受益者の信託財産による買取請求手続きについて

異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、当ファンドの平成 27 年 9 月 29 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えず、当ファンドの信託を終了することとなった場合、異議申立をされた受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求（以下、「買取請求」といいます。）することができます。

なお、本件信託の終了に関して異議申立をされた受益者が、必ず信託財産による買取請求を行わなくてはならないものではありません。

また、異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、本件信託の終了に関して異議申立をされたか否かにかかわらず、通常通り、ご換金のお申込みを受け付けいたします。

ただし、買取請求を行った受益権については、ご換金のお申込みをすることができなくなりますのでご注意ください。

(1) お手続きについて

- ① 異議申立をされた受益者に対し、委託会社（大和住銀投信投資顧問株式会社）から「買取請求手続きについて」を発送
- ② 買取請求必要書類へのご記入
- ③ 委託会社への買取請求必要書類のご提出
- ④ 委託会社から受託会社（三井住友信託銀行株式会社）への買取請求必要書類の送付
- ⑤ 受託会社での買取請求必要書類受理
- ⑥ 信託財産による買取の受付、買取の実行
- ⑦ 受託会社よりご指定の銀行等の口座へ買取代金を振込（振込手数料、計算書送付費用等の買取事務に関する費用はお受取人様のご負担となります。）

(2) 買取請求の相手方

買取請求は、信託の終了に関して異議申立をされた受益者が、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）第 25 条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

(3) 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。公正な価額とは、原則として受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額とさせていただきます。

なお、買取時の差益（買取価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として非課税扱いの受益者を除いて 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）の税率が適用され、申告分離課税となり、受益者ご自身での納税手続きが必要になります（法人の場合は、買取価額の個別元本超過額に対して 15.315%（所得税 15%および復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。）。

※上記の内容は平成 27 年 9 月 29 日現在のものであり、税法が改正された場合等は内容が変更になることがあります。

(4) 買取請求受付期間

平成 27 年 11 月 13 日から平成 27 年 12 月 2 日まで

(5) その他

上記の手続きが必要となるため、買取代金のお受取りまでに通常のご換金よりも日数を要する可能性がございます。また、買取事務に関する費用（振込手数料および計算書送付費用等）のご負担がございます。（買取請求口数によりましては、買取事務に関する費用が買取代金を上回り、別途当該費用をご負担いただく場合もございます。）

※買取請求手続きにつきましては、本件信託の終了に関して異議申立をされた受益者の方へ異議申立期間終了後に改めてご案内いたします。

本件に関するお問い合わせ先：

大和住銀投信投資顧問株式会社 受付窓口

電話番号：0120-286-104

（受付時間は午前 9 時から午後 5 時までです。ただし、土、日、祝日を除きます。）

以上

異議申立書

＜ファンド名：アジア・オセアニア 3 資産分散ファンド（毎月分配型）
愛称「アジオセ 3（分配型）」＞

大和住銀投信投資顧問株式会社 行

私は、貴社が平成 28 年 2 月 10 日に予定している＜アジア・オセアニア 3 資産分散ファンド（毎月分配型）：愛称「アジオセ 3（分配型）」＞の信託の終了（信託契約の解約）に関して、下記のとおり異議申立を行います。なお、私の本件における異議申立に関する情報につきましては、貴社と取扱販売会社が本異議申立の手続きに必要な情報を共有することに同意します。

記

1. 異議申立者名および取扱販売会社等

住所	〒	
氏名	(ふりがな)	印鑑
電話番号（日中連絡先）		
ファンド名		
取扱販売会社		
取引店名 (注)		
口座番号 (注)		
保有受益権口数 (注)		

（注 1）当ファンドを複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数の取引店の口座でお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社、取引店名、口座番号、平成 27 年 9 月 29 日現在の保有受益権口数をご記入ください。

（注 2）必要がある場合は、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

弊社が本件で取得した情報は、当ファンドの信託の終了に関する法令に基づく手続き（異議申立の受付手続き、信託の終了が確定した際の反対者への受益権買取請求関係書類の発送）のみに利用するものとし、当該目的以外には利用しません。

2. 信託の終了に反対する理由

以上

（注意事項）

上記の 1.2.のすべてについてご記入ください。上記の記入内容に不備等がある場合、異議申立の受付ができなくなる場合があります。